

旗内の土地は總べて旗民の總有であり、耕地には占有を伴ふも牧野には占有現象なく何れの地へ放牧するも差支へない、屯内に牧草不足せば他部落内に移動放牧するも争ひを起すことなし。

牧草たる羊草は旬地に多く丘陵地帯の窪地にも相當生ずる、屯内家畜を維持するに足る程はあり不足の折は屯外より自由に採取し來る。

(4) 獸疫

約二〇年前、大家畜間に病名不詳の熱病流行し大被害を受く、牛馬合せて七、八〇頭斃死し調査(43)家に於ても當時大財産たる牛馬合せて三〇頭全部を失へる由なり。

昨年猪の前記と同様なる熱病に罹るもの多く全屯にて約四〇日を喪へりと言ふ。

四、土地

土地局 山崎晃

目次

序	第一章 調査地の概況	第五章 小作慣行
	第二章 土地に對する權利	第六章 租房に關する慣行
	附一 道路に就いて	第七章 土地の丈量に就いて
	附二 雜草及自然樹に對する權利	第八章 相續に關する慣行
	第三章 土地の境界に關する慣行	附三 貸借に關する慣行
	第四章 河川の變動に伴ふ土地の先占、	附四 喇嘛廟に就いて
	添附或滅失に關する慣行	

序

一、本報告書は康德二年三月二十五日より四月八日までの間に於て行はれたる國務院統計處主催滿洲鄉村社會調查第二次第三班に参加し土地關係事項に就き調査せる結果なり。

調査地二貝子府に於ては主として百家長、十家長及旗公署より特に派遣せられたる吏員並二貝子及三公に就きて聽取し特殊の權利關係は其の當事者に就き調査し、必要なる地點は之を實見し且旗内一般事情に關し旗長及旗參事官に就きて聽取する等努めて詳細正確を期したりと雖も調査日數僅少(調査部落に於ける調査日數九日)なりし爲め十分の調査を爲し遂げ得ざりき從て後日の調査研究を俟ち訂正完補すべき點尠らず。

一、本調査は當局審定科員山崎晃之を擔任す。

第一章 調査地の概況

調査地二貝子府は興安南省科爾沁左翼中旗（俗稱達爾罕旗略稱東科中旗）第二努圖克（努圖克は區に相當す）に屬す。科爾沁左翼中旗は興安南省（八旗一縣）の中央部に位し北は科爾沁右翼中旗、東は遼寧縣、南は科爾沁左翼後旗、西は察哈爾省及興安西省に接し本旗の南部に通遼縣介在せり。本旗を十二努圖克に分ち第一努圖克は本旗の東南端を占む。調査地二貝子府は四洮鐵路鄭家屯驛の西北約三二軒（日本の八里）の地點に位する未開放蒙地に於て一帯は一面雜草に蔽はれたる砂地をなし自然樹稀少にして處々に砂丘隆起せり。遠く熱河省境に源を發する遼河、清河二河は調査地の北方を流れ鄭家屯附近に於て興安西省境に源を發する新開河を合流して大遼河となり渤海に注げり。

調査地一帯は凡そ百年前迄は牧者が畜群と共に水草を追ふて去來する游牧地にして蒙古包が或は結ばれ或は解かるるに過ぎざる状態なりき八十年前に至り現溫都爾王（現在本旗の旗長）の祖父の第二夫人（第一夫人と折合惡き爲め）本地に別宅を建築せり。三十五年前第二夫人死亡するや現溫都爾王の第一弟色拉哈旺珠爾（現五十四才）之を襲ひて此處に住居を定めたり。彼後に貝子の稱號を授けられてより此の地は二貝子府と稱せらるゝに至れり、製産當時の土地財産は僅少なりしも漸次増殖して今日に至れり。

現在戸數七二、人口四六六（男二五四、女二二二）にして之を本旗人、外旗人及漢人別に見れば次の如し。
（此の區別は土地に對する權利に關係あるに附き實益あり）

本旗人	三三二人
外旗人	一〇四
漢人	三〇

住民の生活様式は現在殆んど漢人化せられ少數の例外あるの外總て滿洲國語を解し本名の外に漢人式の氏名を併せ有せり。現在生活の資は主として牧畜及農業に求め狩獵を従とし商業は殆んど行はれず。彼等住民の財産の主たる部分を占むる家畜の種類頭數を左に掲ぐべし。

總數	二三八	内二貝子の所有に屬するもの	一一九
馬	二二三		一九八

騾	七五	二二
驢	三四七	六
細羊	四三	七八
山羊	三一	一九
駱駝	一	
計	八九六	四四二

而して下段は内二貝子の所有に屬するものにして其の佔むる土地面積の莫大なる事實を（第二章土地に對する權利十一參照）思ひ合せば此の部落に於て貴族の占むる勢力の如何に大なるか思ひ半に過ぐるものあるべし。

農耕地の大部分は部落の北方遼河と清河と合流する地點に在り尙清河の南岸に沿ひて若干在り農産物は高粱、粟、糜子、大豆、蕎麥、大麻、胡麻、蔬菜等にして就中高粱及粟を以て大宗とす。

第二章 土地に對する權利

- 一、本旗の土地は本旗民の總有關係にあるものと思考せらる。即ち牧畜、農耕、植樹又は居住の爲め本旗の土地を使用收益するは本旗民たる限り自由なるが外旗外縣人に對しては斯の如き使用收益權を認むることなし。
- 二、前項に所謂「本旗民」とは原有本旗民の義なり。其の證明方法は旗公署に備附けある戸口冊に據る（外旗、外縣人が本旗人たむとする場合は旗公署に申請し旗公署之を審査し許可せるときは戸口冊に登録す之を歸化と稱す）。
- 三、王公と旗民とは土地の用益權に就きては對立の地位に位し上級下級の關係に在ることなし。
- 四、土地の用益方法に就きても收益量、器具、期日其他に關し何等の制限あることなし。
- 五、土地の賣、典、押は慣習上爲し能はざるものとし且典賣の禁令屢次公布せられたり。該禁令は他家旗に於ては事實上弛緩せるも本旗に關する限り嚴守せられ、典賣は従前より行はれ居らず（本項末段旗參事官談による）。

六、農耕、植樹又は居住の爲め一定の土地を占めて使用収益せる状態を「佔地」(蒙語オチロク(佔) シエン(の) ガチラ(地))と稱し其の主體を「地東」若は「東家」と言ふ。蓋し「地東」「東家」なる語は地主の意なれば内容を適切に示すものと言ひ得ざるべし、蒙語にては「テ」(地) イジン(主)と言ふも之蓋し漢語の翻譯語ならむ。

(註) 本報告書に於て「佔」なる文字は「使用収益」を意味す「佔主」「佔者」或は「地東」「東家」といふも皆同義にて「使用収益權の主體」を意味す。

七、地東と爲り得るものは本旗人に限られ外旗、外縣人の爲り得ざる事前述の如し依つて外旗外縣人が本旗の土地を耕作するには小作人たるの外なし、本旗人の名義を借りて外旗、外縣人が佔地することは違法にして査出せらるれば處罰を受くるものとす。

八、佔權を侵害せられたるときは之が除去を請求することを得、此の場合は十家長、百家長に訴へ出で其の裁決に不服ならば旗公署に訴ふべきものとす。

九、土地を佔して耕作するには相當の資力を要するを以て本旗民たる限り佔地は自由なりと雖も自然佔主の數は或程度に制限せられ、實力なき者は佔主の小作人たるを以て甘んぜざるを得ざる理なり。

十、調査地に於ける可耕地は全部佔せられ残るは砂地のみなり。

十一、地東は調査地に十三戸あり。其の佔地面積合計二、〇八九天地にして内一、六六〇天地は二貝子、二二〇天地は三公之を佔し残りの二一九天地を一一戸の本旗民佔せり。即ち貴族を除く本旗民の佔地面積は平均二〇天地弱に過ぎず。

十二、現在は土地の佔者に對して次の如き旗税を賦課せり(滿洲事變後實施)。

墾殖捐	上則	一畝に付年	一角二分
	中	〃	八分
	下	〃	六分
大型	一付三付年	十圓	
小型	〃	六圓	

(註) 大型、小型は沙則地に對するものにして各々大型一付(一台)に付き賦課せられ前者は四套(四頭立て)以上、後者は二套(二頭立て)以上のものとす。

十三、農墾事務局總局(總局は旗公署内務科に附設せられ事務局五ヶ處を旗内に設置せり)より毎年春秋二回吏員出張し來り十家長、百家長に於て夫々取纏め春、墾殖捐票(様式本章末尾に添附)を交付し秋徴收を爲す。

十四、墾殖捐票は毎年之を書き改むるものとす。

十五、土地を廢耕するは地東の任意とす。又一旦廢耕せる土地を再び耕作すること乃至他人の廢耕せる土地を耕作することは本旗民たる限り自由なり。

毎年春農墾局員出張し來りたるとき十家長、百家長を通じ農墾局員に届出で本年の耕地面積を定むるものとす。

十六、佔權の贈與の實例なきも、本旗人に對してのみ爲すことを得と。

(蒙文を漢譯せるもの)

東科中旗公署爲發給墾殖捐票事茲查第一農墾事務局管轄(哈他努陶布屯)張特爾喜巴雅耕種地(三十六天)犁丈一付按犁應收國幣拾元〇角本年十月十五日照數繳納不准拖欠除合行發給墾殖捐票外亦特此發給留根但此票限本年有效

右給 特爾喜巴雅 執據

康德元年九月二十五日

(蒙文を漢譯せるもの)

東科申旗公署爲發給墾殖捐票事茲查第一農墾事務局管轄(哈他努陶布屯)必喜拉乎耕種中則地拾天按每天應收國幣八角本年十月十五日照數繳納不准拖欠合行發給墾殖捐票外但此票限本年有效

康德元年九月二十六日

右給 必喜拉乎 執據

附一 道路(蒙語チャムマ)に就いて

調査地一帯には人工的に築造せる道路あることなく車馬或人の往來するに従ひ自然道路の形と成れるものなり。従つて道が旗民總有なるは土地と同斷なり。

附二 雜草及自然樹に對する權利

- 一、旗内の雜草及自然樹が本旗民の總有なることは土地に於けると同様なり。
- 二、自然樹は採伐することを得ず。枯枝或雜草を燃料或牧養に供する爲め收益することは本旗民たる限り自由なり。
- 三、建國前に於て外旗、外縣人の雜草を收益することに對し羊草捐(從量又は從價の $\frac{3}{100}$)を課したることあるも現在は實施せず。即ち現在に於ては外旗外縣人も亦自由に雜草の收益を爲すことを得。

第三章 土地の境界に關する慣行

一、旗 界

旗と旗、旗と縣の境界線上の主要箇處には「オボ」を建設せり。「オボ」は同時に部落共同の信仰の對象となれるものなり。

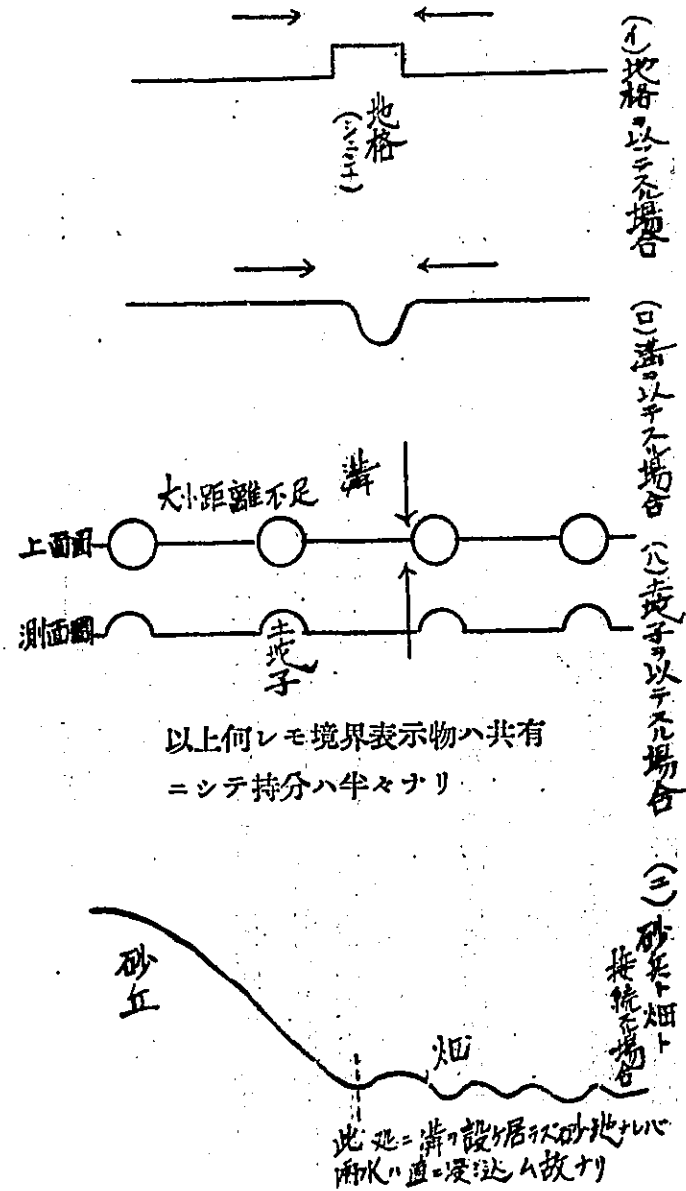
(註)「オボ」とは蒙古語にて堆積の——うづ高く積み並ねたるもの——の意に過ぎず。調査地附近の砂丘に枯枝を積みて直徑二間高廿五尺位の圓筒形に造り其上に社稷神の肖像額を載せたるものを「オボ」と稱するも之は單に部落共同の信仰の對象(陰曆七月に祭を行ふ)たるに過ぎずして境界の意味はなし。

二、區 界

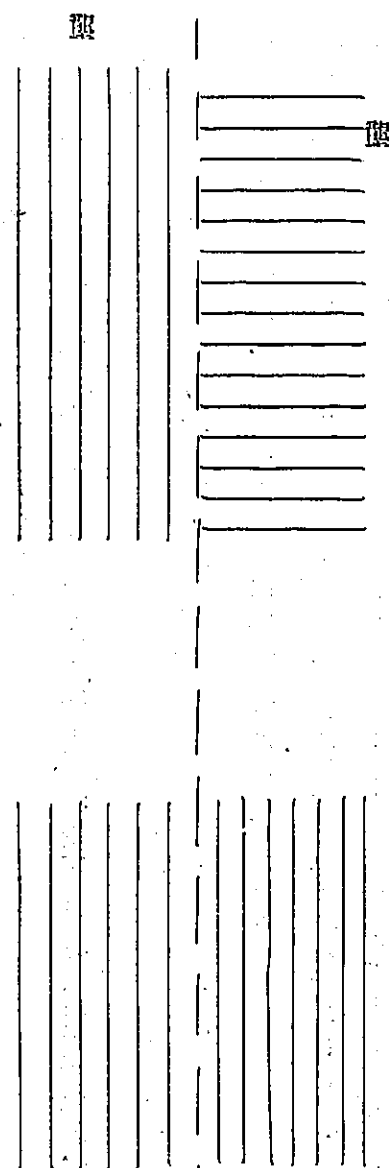
建國後行政の便宜上本旗を十一努圖克(區)に分ちたれど境界表示物は特に設置せらるゝことなし。

三、村屯界

大體街地即ち家屋の集合せる場處を中心として五支里四方位を本屯(二貝子府)の區域と爲すものならむといふが如き漠然たる觀念を調査地住民は有し居り村屯の境界てふ觀念なし。而して本屯の街地は大略東西三支里、南北二支里なり。



(ホ) 接境を以てする場合 其の一

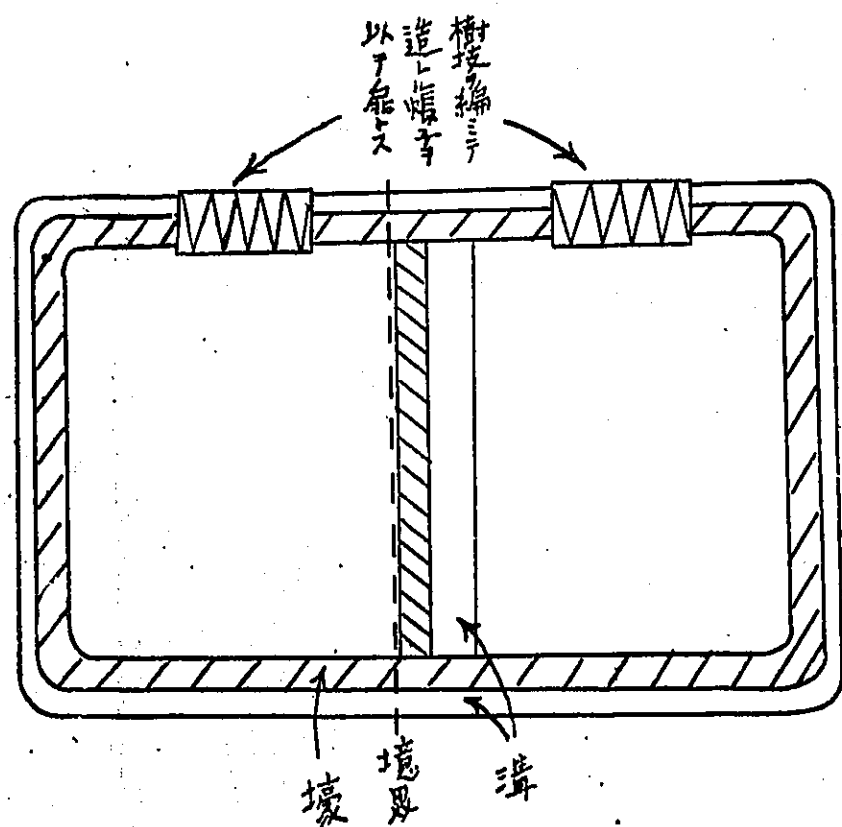


其の二 圖の場合は境基を年々變更し半境を進め半境を退くる慣行あり

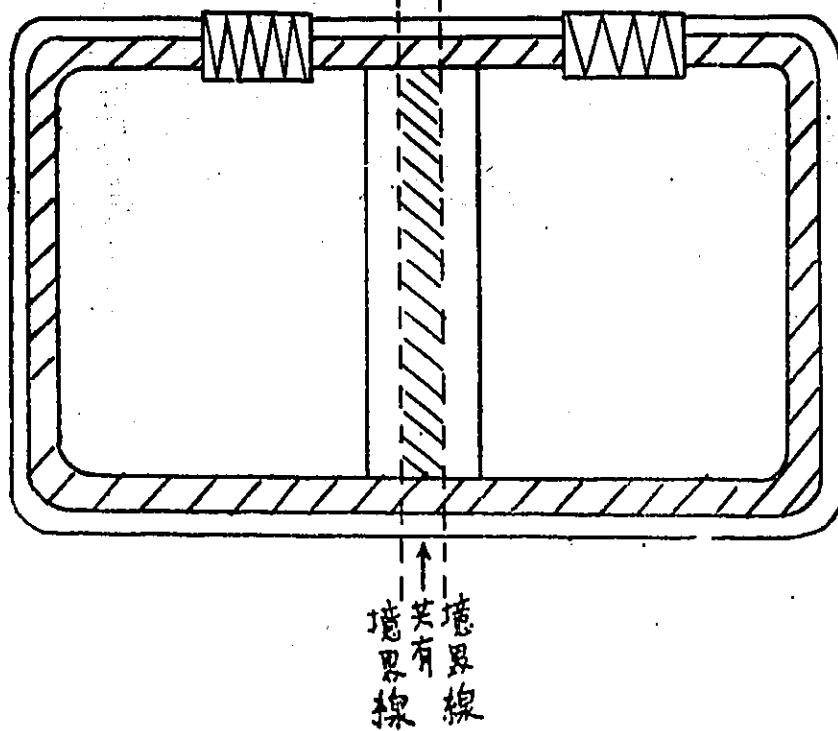
(ニ) 園子の境界

家の附近には概ね蔬菜園(調査地住民は園子—蒙語ハシヤ—と呼ぶ)を設く。之には家畜等の侵入を防ぐ爲め周圍に土塼(調査地住民は壕と呼ぶ)を繞らせり。

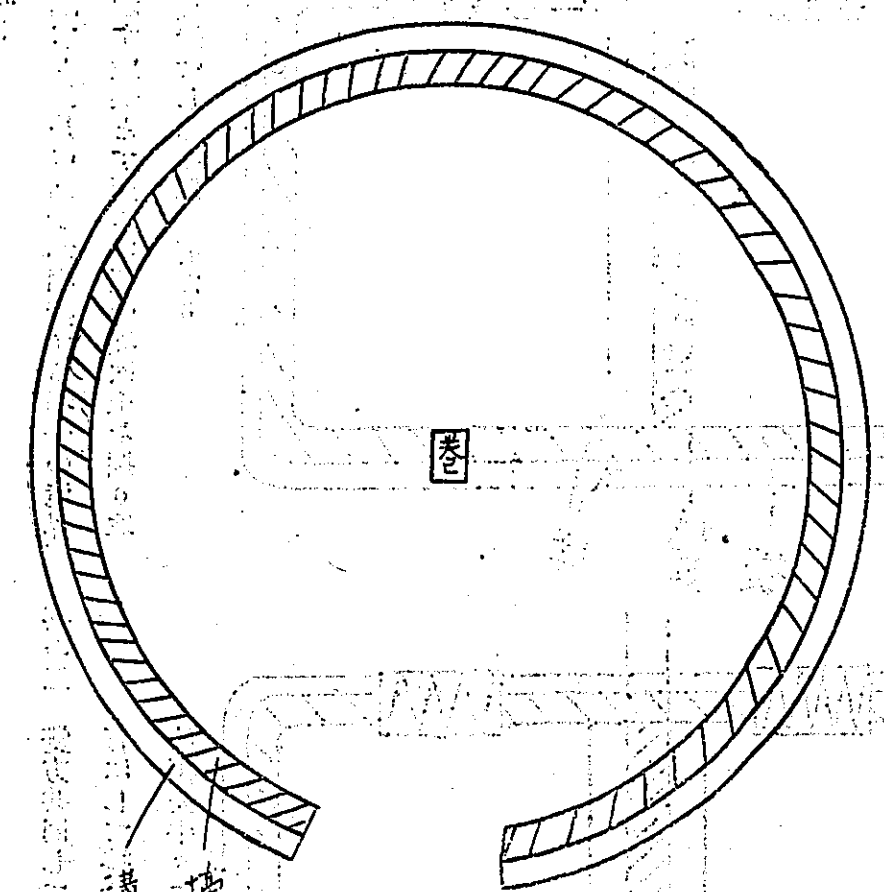
其の一 一の壕を隔て、二戸の園子が相接する場合の境界は左圖に示す虚線とす即ち中間の壕は土を掘り取りて之を築造せし側の單獨有たり



其の二 雙方共同して壕を造りたる場合其の壕は共有にして持分は裏表半々とし修理するときは裏表半々に勞力を負擔す



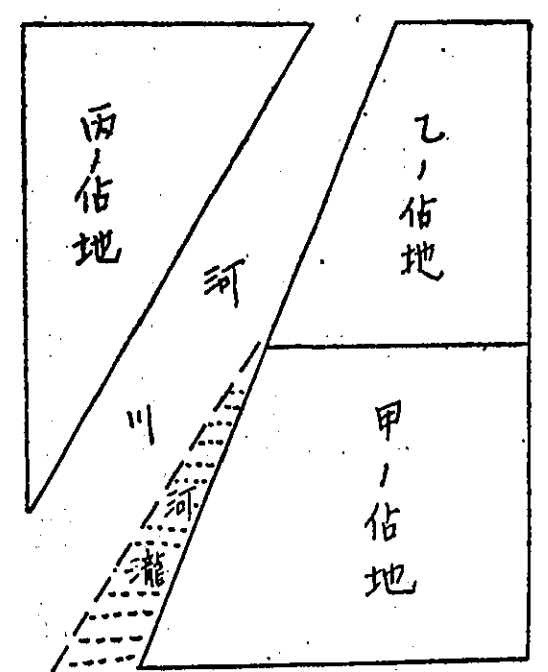
(ト) 露天の牛馬の畜舎(調査地住民は圖と呼ぶ)の境界は圖に示す如く周圍に壕と溝を繞らせり。



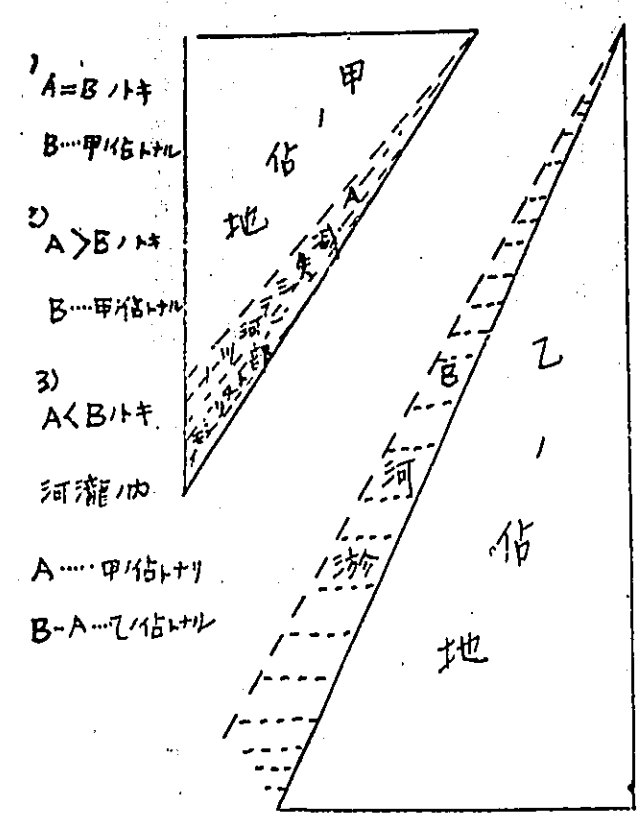
第四章 河川の變動に伴ふ土地の先占、添附或滅失に關する慣行

河川の變動に依り河淤を生じ或は之に接する土地が河川の一部に變じたる場合の處置に關し調査地に於て行はるゝ慣行を次に説明すべし。
 河淤は最先報領者(旗公署に願出づ)の佔に歸す。而して河淤に近接して佔主ある場合(第一圖参照)は之に近き順に優先報領權を有し而して之の生じたる側を先とし對岸を後とす。即ち第一圖の場合には甲乙丙の順序に優先報領權を有す。又佔地が滅失して河川の一部となり而も反對側の土地に接して河淤が生じたる場合(第二圖参照)は滅失地佔主は對岸に生じたる河淤を以て補償を受くるものとす、(一)滅失地と河淤との面積等しきとき、及(二)滅失地が河淤より面積大なるときは河淤は滅失地佔主の佔に歸し、(三)滅失地が河淤より面積小なるときは河淤の中滅失地面積と等しき面積だけ滅失地面主の佔に歸し河淤の生じたる側の佔主は其の殘餘を佔むるものとす。

第二圖



第一圖



第五章 小作慣行

第二章に於て詳説せる如く本旗の土地は本旗民の總有なれば地東と爲り得るものは本旗人に限られ外旗、外縣人が本旗の土地を耕作するに
は小作人たるの他なし。又土地を佔して耕作するには相當の資力を要するを以て本旗民たる限り佔地は自由なりと雖も自然佔主の數は或程度
に制限せられ實力なき者は佔主の小作人たるを以て甘んぜざるを得ざる理なり。

調査地に於て行はるる小作形態左の如し。

(註) 表の中「主」は佔主の負擔、「磅」は磅青の負擔を意味す。

種別		件	住居	農具	種子	食物	農事以外の雜役	其の他	收穫高の分配	備考
磅	内青(蒙語)	主	主	主	主	主	當時主家の雜役に服す、自用の爲め一年二三日の 休暇を與へらるゝのみにして休暇を多くとりたる ときは其の日數に按じ分前より差引くものとす		5	
	タタラバン	主	主	主	主	主				
青	外青(蒙語)	主	主	主	主	主	春——十日乃至二十日 秋——十日位	佔主より穀物 二石まで無利 子にて借り得	5	
	ガタラバン	主	主	主	主	主	薪の採集或は御車をなす		5	
チン	鋤頭青(蒙語)	主	主	主	主	主			5	老人、子供等に對し 救恤の意味にて此の 方法を執ることあり
	語ヤンスル	主	主	主	主	主			5	
ン	ンパンチン	主	主	主	主	主			5	
		主	主	主	主	主			5	

右何れも口頭契約に依り保證人、押租錢共になし。

期間は一年にして毎年陰曆二月契約を更新す。小作料は物納(穀物)にして收穫後納むるものとす。

(參考) 磅青の外附近部落に租戸あり。租には活租と死租とあり農具、種子、食物等は兩者共租戸の負擔なれど小作料に至りては後者は一
定せるに對し前者は收穫高に對する比率に依る點に於て異なる。口頭にて契約せられ押租錢保證人共に之を要せざるは磅青と同様なり。

第六章 租房に關する慣行

前章「小作慣行」に於て説けるが如く磅青の住居は佔主(家主を「房東」——蒙語にて「ゴロ(家)イジン(主)」——といふ)の無償提供する所
なり。即ち建築材料を佔主が磅青に無償給與すれば磅青は之を以て自ら住居を建築し以後無償にて居住するものとす。其の間契約書、保證人
等を立てざるは固よりなり。

右の關係以外にして調査地に於て租房を爲せるものに親戚、朋友關係のものあれど之等も亦右と同じく口頭、無保證契約に依りて行はれ租
を徴せず。而して一年毎に契約を更新す。之蓋し彼等住民は土地利用の目的が牧畜なると、農耕なると將又居住なるとを問はず總有地を無償
にて利用し得ることにて於て同義なりてふ觀念を舊くより有し乃至は蒙古包時代の因襲に依り家屋の交換價值を見ること極めて小なることに因
るものには非ざるやと思惟せらる。

家屋と其の敷地の性質に關し不可分觀念を有することは滿洲支那一般に於けると同斷なり。

次に火事の場合の責任の歸屬に就て一言せんに調査地に於ては從來火事の例なきも若し借家が火災に罹りたるときは火元が賠償するものと
し、放火せられたる場合は犯人賠償し、其の犯人逮捕せられざるときは借主が賠償するものとす。

借家の修政材料は家主之を提供し借主其の作業に當るは建築の場合と同斷なり。

第七章 土地の丈量に就いて

調査地に於て從來清丈、清賦の事實なきことは殊更言ふ迄もなく、土地の典賣の事實もなければ丈量の必要なく従つて其の實例なし。
面積の標準單位左の如し。

五尺——一弓

二八八号——一畝(即ち所謂中畝)

一〇畝——一田地

四五天地——一田地

又堀の長さ七二〇弓を一畝とする慣行あり（堀の幅は一尺八寸乃至二尺（木尺）とす）。最も長く用ひらるる通俗の面積の單位左の如し。

一坪丈——二〇數天地

一朝——七畝位

（即ち牛馬一日の耕作面積）

調査地に於て用ふる木尺は幅、厚さ一寸（木尺）長さ一弓のものなり。試みに之を實測したるに日本尺の五尺二寸三分あり、即ち正規のものより三分長し。

第八章 相續に關する慣行

父祖の祭祀に關する主宰者たる身分を承繼する爲めの宗祧相續は實行されつゝあり。宗祧相續者たるべき者は被祭者の直系にして且男系たる長子孫なるべく若し之に相當すべき者なきときは相續の順序は次子孫以下に及ぶものとす。父祖の財産は其の男子均分して之を相續し女子は相續權なし。土地は其の估權を相續す。

二貝子と其の兄現旗長との財産は先父溫都爾王の財産を共同相續せるものにして未だ分割せず。「五世同居之徳」てふ諺ありて父祖の死後永く其の財産を分割せざるを以て美德と爲す風あるも此の風は漸次廢るゝの傾向にあり。

附三 貸借に關する慣行

調査地に於て行はるゝ消費貸借の目的物は現金と現物（穀物）の二にして契約書保證人を立つるものなし。利息附（月利二分—三分）と然らざるとあり。又期限附と然らざるものとあり。返済の時期は收穫期たるを普通とし現物を以て借りたるものは現物を以て返済するを原則とす。土

地を擔保として貸借する例なきは固よりなり。

附四 喇嘛廟に就いて

溫都爾王府の東方に慧豐寺、衍壽寺なる喇嘛廟あり。慧豐寺は溫都爾王府の東五支里の地點に在る達賴喇嘛（黃教喇嘛）の廟にして約二百五十年前康熙年間の建立に係る、現在喇嘛僧二百六十人、廟界地二、三百天地を有す。

廟界地を小作せしめ其の小作料を以て廟の維持費に充つ。小作料は一年約四百石（タン）あり。廟の修繕費は旗公署支辦せり。廟及廟界地の管理は住持之に當り旗公署之を監督す廟界地の權利主體は旗民全體なりと言ふ者と旗公署なりと言ふ者とあり（旗參事官は後説を主張す）。衍壽寺に就きては日程の都合上調査を省略せるも之と大同小異なるべし。

以 上

康 德 三 年 六 月 十 日 印 刷
康 德 三 年 六 月 十 五 日 發 行

國務院總務廳統計處

新京特別市西七馬路一四

印刷人 川 口 芳 太 郎

新京特別市西七馬路一四

印刷所 康 德 圖 書 印 刷 所

電話代表新京本局(2)一九二一番

200
866